

令和2年4月20日
市街地建築部建設業課

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令されたことに伴い、建設業課窓口については、当面の間、下記の対応といたします。

ご不便をおかけしますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 縮小する窓口業務

(1) 事前相談窓口は4月7日(火)から対面相談を休止します。

(2) 従前から郵送可能としている決算報告、変更届、廃業届は、郵送をお願いします。

建設業許可に関する郵送のご案内(問い合わせ先:内線30-693)

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/kensetsu/kensetu_infoh23_01.html

解体工事業者登録の郵送のご案内(問い合わせ先:内線30-666)

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/recy_post.htm

(3) 経営事項審査の予約は電話で受け付けます。

なお、事前に審査対象事業年度の変更届出書(決算)の提出(郵送可)が必要です。(予約連絡先:内線30-665)

(4) 閲覧所は4月14日(火)から休止します。

(5) 建設業許可証明書及び解体工事登録証明書の発行は、郵送で申し込んでください。

(問い合わせ先:建設業許可証明書 内線30-656)

(問い合わせ先:解体登録の証明書 内線30-666)

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/kensetsu/pdf/020420_yuusou.pdf

2 その他

上記のほか、建設業許可審査及び解体業登録の手続き方法等を変更する場合は、その都度お知らせします。